

内水面共同漁業権 免許申請一覧表

公示番号	申請者の住所及び 氏名又は名称	共有者	漁業の 種 類	漁業の名称
内共第 2 号	岩国市多田三丁目108番地の9 錦川漁業協同組合	岩国市美川町四馬神510番地 玖北漁業協同組合	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業 ます漁業
		周南市大字須々万本郷1153番地の3 三須漁業協同組合		
内共第 3 号	周南市大字須々万本郷1153番地の3 三須漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 ます漁業
内共第 4 号	周南市大字鹿野上1559番地 錦川上流漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 こい漁業 はや漁業 ます漁業
内共第 5 号	岩国市周東町差川井堀1075番地24 島田川内水面漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業
内共第 6 号	防府市大字下右田956番地1 佐波川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業 ます漁業
内共第 7 号	山口市平井340番地の1 榎野川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業 ます漁業
内共第 8 号	山口市平井340番地の1 榎野川漁業協同組合	-----	第1種	あおのり漁業 しじみ漁業

内共第 9 号	山陽小野田市大字鴨庄94番地 厚狭川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業
内共第 10 号	山陽小野田市大字鴨庄94番地 厚狭川漁業協同組合	-----	第1種	しじみ漁業
内共第 11 号	下関市菊川町大字下大野344番地 吉田川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業 ます漁業
内共第 12 号	下関市菊川町大字下大野344番地 吉田川漁業協同組合	-----	第1種	しじみ漁業
内共第 13 号	下関市豊北町大字田耕4332番地の2 粟野川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業
内共第 14 号	長門市深川湯本2387番地1 深川川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 はや漁業
内共第 15 号	萩市大字橋本町12番地 阿武川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 はや漁業 ます漁業
内共第 16 号	萩市大井1404番地 大井川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 はや漁業
内共第 17 号	萩市大字下小川1189番地 田万川漁業協同組合	-----	第5種	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 ます漁業

内水面共同漁業の 山口県内水面漁場計画

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第2号	岩国市及び 周南市地先 の錦川及び その支流	次のAとBとを結んだ線及びCとDとを結んだ線から上流並びにGとHとを結んだ線から下流の錦川並びにその支流の区域（ふな漁業についてはEとFとを結んだ線から上流の錦川及びその支流の区域を除く。） 点の位置 基点A 岩国市門前川河口右岸に設置した標識 B 岩国市三角町一丁目東新開作護岸南東端に設置した標識 C 岩国市今津川河口右岸に設置した標識 D 岩国市今津川河口左岸に設置した標識 E 岩国市美川町根笠と同市美川町四馬神との錦川右岸における境界点に設置した標識 F 岩国市美川町南桑と同市美川町四馬神との錦川左岸における境界点に設置した標識 G 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤右岸基部 H 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤左岸基部	第5種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業 ます漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年4月 1日から令 和16年3月 31日まで	団体漁業権	岩国市（小瀬、由宇町、玖珂町、周東町明見谷、周東町瀬越、周東町上久原、周東町下久原、周東町上須通、周東町下須通、周東町川上、周東町差川、周東町祖生、周東町田尻、周東町中山、周東町西長野、周東町樋余地及び周東町用田を除く。）及び周南市（平成十五年四月二十日における徳山市大字須万及び大字金峰の区域、大字中須北、大字中須南、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字蒔地、大字長穂並びに大字八代に限る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第3号	周南市及び 下松市地先 の錦川及び その支流	次のAとBとを結んだ線から上流及びCとDとを結んだ線から下流の錦川及びその支流の区域（周南市菅野ダム堰堤から上流五〇メートルまでの区域を除く。） 点の位置 基点A 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤右岸基部 B 周南市大字金峰中国電力株式会社発電所堰堤左岸基部 C 周南市向道ダム堰堤右岸基部 D 周南市向道ダム堰堤左岸基部	第5種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 ます漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年4月 1日から令 和16年3月 31日まで	団体漁業権	周南市（平成15年4月20日における徳山市大字須万及び大字金峰の区域、大字中須北、大字中須南、大字須々万本郷、大字須々万奥、大字筋地、大字長穂並びに大字八代に限る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第4号	周南市地先 の錦川及び その支流	次のAとBとを結んだ線から上流の錦川及びその支流の区域 点の位置 基点A 周南市向道ダム堰堤右岸基部 B 周南市向道ダム堰堤左岸基部	第5種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 こい漁業 はや漁業 ます漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年4月 1日から令 和16年3月 31日まで	団体漁業権	周南市（大字大向、大 字大道理及び平成15 年4月20日における 都濃郡鹿野町の区域 に限る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第5号	光市、周南 市、岩国市 及び柳井市 地先の島田 川及びその 支流	次のAとBとを結んだ線から上流の島田川及びその支流の区域 点の位置 基点A 光市浅江六丁目島田川河口右岸護岸南東端から護岸沿いに北東へ 40 メートルの点に設置した標識 B Aから 125 度 6 分の線上Aの対岸に設置した標識	第 5 種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年4月 1日から令 和16年3月 31日まで	団体漁業権	光市、周南市大字小松 原、大字安田、大字中 村、大字大河内、大字 樋口、大字清尾、大字 原、大字呼坂及び大字 奥関屋、岩国市周東 町、玖珂町及び由宇町 並びに柳井市伊陸	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第6号	防府市、山 口市及び周 南市地先の 佐波川及び その支流	次のAとBとを結んだ線から上流の佐波川及びその支流の区域(CとDとを結んだ 線及びEとFとを結んだ線と満水位の陸岸とによって囲まれた佐波川ダム貯水池並 びにGとHとを結んだ線及びI、J、Kの各点を順次結んだ線と満水位の陸岸とによ って囲まれた島地川ダム貯水池を除く。) 点の位置 基点A 防府市大字台道横曽根川左岸南端 B 防府市大字西浦西浦開作北西端 C 山口市佐波川ダム堰堤右岸基部 D 山口市佐波川ダム堰堤左岸基部 E 山口市佐波川と滑川との合流点の佐波川右岸に設置した標柱 F 山口市佐波川と滑川との合流点の佐波川左岸に設置した標識 G 周南市島地川ダム堰堤右岸基部 H 周南市島地川ダム堰堤左岸基部 I 周南市島地川ダム北端と杉ノ河内川との境界右岸に設置した標柱 J 周南市島地川ダム北端と杉ノ河内川との境界左岸に設置した標柱 K 周南市島地川ダム北端と島地川との境界左岸に設置した標柱	第5種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業 ます漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年4月 1日から令 和16年3月 31日まで	団体漁業権	防府市、山口市（平成 17年9月30日におけ る佐波郡徳地町の区 域に限る。）並びに周 南市大字馬神、大字米 光、大字夏切、大字峠、 大字高瀬及び大字巢 山	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第7号	山口市及び 宇部市地先 の樫野川及 びその支流	次のAとBとを結んだ線から上流の樫野川及びその支流の区域(CとDとを結んだ 線から上流の一の坂川を除く。) 点の位置 基点A 山口市名田島新開作南西角に設置した標柱 B Aから270度の線上Aの対岸に設置した標識 C 山口市一の坂ダム堰堤右岸基部 D 山口市一の坂ダム堰堤左岸基部	第5種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業 ます漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年4月 1日から令 和16年3月 31日まで	団体漁業権	山口市（平成17年9 月30日における山口 市及び吉敷郡小郡町 の区域に限る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第8号	山口市地先の 榎野川及びその支流	次のA、B、Cの各点を順次結んだ線から上流並びにDとEとを結んだ線及びFとGとを結んだ線から下流の榎野川並びにその支流の区域 点の位置 基点A 山口市名田島新開作百間橋左岸南角 B 山口市嘉川百間橋右岸南角から護岸沿いに下流85メートルの点に設置した標識 C Bから270度の線と山口市嘉川千見折川右岸との交点に設置した標識 D 山口市小郡下郷淋洗井堰右岸基部 E 山口市小郡上郷淋洗井堰左岸基部 F 山口市嘉川一般国道二号（小郡バイパス）千見折川橋りょう右岸基部 G 山口市嘉川一般国道二号（小郡バイパス）千見折川橋りょう左岸基部	第1種共同 漁業	あおのり漁業 しじみ漁業	1 1月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体漁業権	山口市（平成17年9月30日における山口市及び吉敷郡小郡町の区域に限る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第9号	山陽小野田 市及び美祢 市地先の厚 狭川及びそ の支流	次のAとBとを結んだ線から上流の厚狭川及びその支流の区域 点の位置 基点A 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸中央点 B 山陽小野田市大字西高泊厚狭川橋左岸中央点	第5種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年4月 1日から令 和16年3月 31日まで	団体漁業権	山陽小野田市(平成17 年3月21日における 厚狭郡山陽町の区域 に限る。)及び美祢市 (平成20年3月20日 における美祢市の区 域に限る。)	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第 10 号	山陽小野田 市地先の厚 狭川及びそ の支流	次の A と B とを結んだ線から上流及び C と D とを結んだ線から下流の厚狭川及び その支流の区域 点の位置 基点 A 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸中央点 B 山陽小野田市大字西高泊厚狭川橋左岸中央点 C 山陽小野田市大字郡下津橋右岸中央点 D 山陽小野田市大字郡下津橋左岸中央点	第 1 種共同 漁業	しじみ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	令和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 16 年 3 月 31 日まで	団体漁業権	山陽小野田市(平成 17 年 3 月 21 日における 厚狭郡山陽町の区域 に限る。) 及び美祢市 (平成 20 年 3 月 20 日 における美祢市の区 域に限る。)	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第 11 号	下関市及び 美祢市地先 の木屋川及 びその支流	次の A と B とを結んだ線から上流及び E と F とを結んだ線から下流の木屋川及び その支流の区域（ます漁業については、C と D とを結んだ線から上流の歌野川及びそ の支流の区域に限る。） 点の位置 基点 A 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角 B 下関市王喜本町四丁目豊厚橋左岸北角 C 下関市菊川町歌野川ダム堰堤右岸基部 D 下関市菊川町歌野川ダム堰堤左岸基部 E 下関市豊田町木屋川ダム堰堤右岸基部 F 下関市豊田町木屋川ダム堰堤左岸基部	第 5 種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業 ふな漁業 ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	令和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 16 年 3 月 31 日まで	団体漁業権	下関市（平成 17 年 2 月 12 日における下関 市並びに豊浦郡菊川 町及び豊田町の区域 に限る。）及び美祢市 （平成 20 年 3 月 20 日 における美祢市の区 域に限る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第 12 号	下関市地先の 木屋川及び その支流	次の A と B とを結んだ線から上流及び C と D とを結んだ線から下流の木屋川及び その支流の区域 点の位置 基点 A 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角 B 下関市王喜本町四丁目豊厚橋左岸北角 C 下関市大字吉田吉田堰右岸基部 D 下関市大字吉田吉田堰左岸基部	第 1 種共同 漁業	しじみ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	令和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 16 年 3 月 31 日まで	団体漁業権	下関市（平成 17 年 2 月 12 日における下関市並びに豊浦郡菊川町及び豊田町の区域に限る。）及び美祢市（平成 20 年 3 月 20 日における美祢市の区域に限る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第 13 号	下関市豊北 町及び豊田 町地先の粟 野川及びそ の支流	次の A と B とを結んだ線から上流の粟野川及びその支流の区域 点の位置 基点 A 下関市豊北町大字粟野粟野橋右岸中央点 B 下関市豊北町大字粟野粟野橋左岸中央点	第 5 種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 こい漁業 はや漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	令和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 16 年 3 月 31 日まで	団体漁業権	下関市（平成十七年二 月十二日における豊 浦郡豊北町及び豊田 町の区域に限る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第 14 号	長門市地先の深川川及びその支流	次の A と B とを結んだ線から上流の深川川及びその支流の区域 点の位置 基点 A 長門市東深川妙見山南西端に設置した標柱 B 長門市西深川深川川河口左岸防波堤基部	第 5 種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 はや漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	令和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 16 年 3 月 31 日まで	団体漁業権	長門市（通、俵山、三隅上、三隅中、三隅下、日置上、日置中、日置下、日置野田、日置蔵小田、油谷久富、油谷新別名、油谷河原、油谷伊上、油谷蔵小田、油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具上、油谷向津具下及び油谷川尻を除く。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第 15 号	萩市及び山 口市地先の 阿武川及び その支流	次の A と B とを結んだ線及び C と D とを結んだ線から上流の阿武川及びその支流 の区域（萩市阿武川ダム堰堤から上流 800 メートルまでの区域を除く。） 点の位置 基点 A 萩市大字椿東雁島橋右岸東角 B 萩市大字土原雁島橋左岸西角 C 萩市大字平安古町玉江橋右岸東角 D 萩市大字山田玉江橋左岸西角	第 5 種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 はや漁業 ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	令和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 16 年 3 月 31 日まで	団体漁業権	萩市（三見、大井、相 島、大島、尾島、羽島、 肥島、櫃島、見島、大 字上田万、大字下田 万、大字江崎、大字上 小川東分、大字上小川 西分、大字中小川、大 字下小川、大字須佐、 大字弥富上、大字弥富 下、大字鈴野川及び大 字紫福を除く。）及び 山口市（平成 22 年 1 月 15 日における阿武 郡阿東町の区域に限 る。）	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第 16 号	萩市及び阿 武郡阿武町 地先の大井 川及びその 支流	次の A と B とを結んだ線から上流の大井川及びその支流の区域(萩市大字吉部下の 区域内に存する大井川の支流の区域を除く。) 点の位置 基点 A 萩市大井山陰本線鉄橋右岸中央点 B 萩市大井山陰本線鉄橋左岸中央点	第 5 種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 はや漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	令和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 16 年 3 月 31 日まで	団体漁業権	萩市大井、大字福井 上、大字福井下、大字 黒川及び大字紫福並 びに阿武郡阿武町大 字宇生賀、大字福田上 及び大字福田下	余白

1 漁業権に関する事項

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件
内 共 第 17 号	萩市地先の 田万川及び その支流	次の A と B とを結んだ線から上流の田万川及びその支流の区域(阿武郡阿武町の区 域内に存する田万川の支流の区域を除く。) 点の位置 基点 A 萩市大字上田万椿橋右岸北角から護岸沿いに北へ 8 ・ 5 メートルの点 に設置した標識 B 萩市大字上田万椿橋左岸北角から護岸沿いに北へ 9 ・ 8 メートルの点 に設置した標識	第 5 種共同 漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 かに漁業 ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	令和 6 年 4 月 1 日 から 令 和 16 年 3 月 31 日まで	団体漁業権	萩市大字上田万、大字 下田万、大字江崎、大 字中小川、大字下小 川、大字上小川東分、 大字上小川西分、大字 須佐、大字弥富上、大 字弥富下及び大字鈴 野川並びに阿武郡阿 武町大字福田上	余白